

提出前チェックリスト

補助金申請前に、本チェックリストで内容を確認し、適合の場合は「し」印、該当しない場合は「／」印をご記入ください。チェックリストも合わせてご提出ください。

	チェック
申請要件	
申請しようとする氏名（事業所）の住所（本店所在地）は新居浜市内ですか。	
雇用調整助成金の申請に当たり、社会保険労務士に申請書類等の作成を依頼しましたか。	
国の雇用調整助成金の支給決定は受けていますか。	
申請期限（社会保険労務士への支払い完了日から60日以内）は過ぎていませんか。	
（2回目以降の申請の場合） 補助金申請額は、上限の20万円に達していませんか。	
市税を完納していますか。	
提出先	
提出は郵送で、「新居浜市産業振興課」宛になっていますか。 〒792-8585 新居浜市一宮町1-5-1	
申請書	
「新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付申請書」を提出してください。 ※個人事業主の方は、名称（事業所名）の欄は、記入しないでください。（屋号の記載は不要）	
「新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付請求書」を提出してください。 ※個人事業主の方は、名称（事業所名）の欄は、記入しないでください。（屋号の記載は不要）	
「新居浜市の個人情報確認同意書」を提出してください。 ※個人事業主の方は、名称（事業所名）の欄は、記入しないでください。（屋号の記載は不要）	
「誓約書」を提出してください。 ※個人事業主の方は、名称（事業所名）の欄は、記入しないでください。（屋号の記載は不要）	
申請書、請求書、同意書、誓約書に捨印を押印していますか。	
添付書類	
国の雇用調整助成金の支給決定通知書の写しは添付していますか。	
国の雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写しは添付していますか。	
社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請等に係る契約を証するものの写しは添付していますか。	



新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住所（所在地）
 名称（事業所名）
 氏名（代表者名） 印
 電話番号

新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金の交付を受けたいので、新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業所等の所在地	※申請者と同じ部分は記入不要
事業所等の名称	※申請者と同じ部分は記入不要
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し ・雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（新型コロナウイルス感染症関係）の写し ・雇用調整助成金（休業等）支給申請書の写し ・社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請等に係る契約を証するものの写し ・社会保険労務士への支払が確認できる書類 ・個人情報確同意書 ・その他市長が必要と認める書類



新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

請求者 住所（所在地）
 名称（事業所名）
 氏名（代表者名） 印

年 月 日付け新市危緊指令第 号で交付決定及び確定のあった
 新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金について、新居浜市雇用調整助成金申請等
 手数料補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

補助年度	令和2年度
補助事業の名称	新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金
補助金の交付決定 及び確定金額	円
交付請求額	円

上記の請求額については、次の口座に振り込んで下さい。

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店 店 所
口座の種類	当座	・ 普通
口座番号		
口座の名義 ※申請者と同一名義を記入すること	(フリガナ)	

個人情報確認同意書

私（法人含む）は、新居浜市が実施する新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策に係る補助金等の申請に当たり、新居浜市市民課及び税務担当課より新居浜市産業振興課に対し、住民に関する記録及び市税の納税状況に関する情報を提供することに同意します。

（宛先）新居浜市長

令和 年 月 日

（法人）

住 所

【ふりがな】
企業名

【ふりがな】
代表者

⑩

（個人事業主、法人の代表者）

住 所

【ふりがな】
氏 名

⑩

生年月日

年 月 日

住民の記録及び納税状況の確認に関する事項

本同意書に基づき提供された住民の記録及び納税状況は、新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策に係る給付金・補助金の事務以外には使用いたしません。

令和 年 月 日

(宛 先) 新居浜市長

住所 (所在地)

名称 (事業所名)

氏名 (代表者名)



誓 約 書

私は、新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金の交付申請に際し、次に掲げる事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して新居浜市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第3号に規定する者ではありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。（法人の場合：役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。）

参 考

< 地方自治法施行令 >

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

< 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 >

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）